**平成２４年（フ）第２２７号**
沖縄県那覇市泊２丁目７番地11　とかしきアパート４階
破産者　永田　雅男
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１５号**
北海道岩内郡岩内町字高台272番地の５　レジデンスはまもと102号
破産者　佐藤　友哉
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２４年（フ）第１５号**
静岡県伊豆の国市中163番地２、住民票上の住所山形県最上郡大蔵村大字南山621番地
破産者　葉山館こと　三原　昌子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２３年（フ）第４８２号**
新潟市中央区学校町通２番町5306番地　ハイツ田代106号、前住所新潟市中央区古町通７番町996番地
破産者　大井　信之
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５９号**
新潟市東区新岡山２丁目17番１号
破産者　馬渕　　亨
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２０８号**
新潟市中央区鐙３丁目４番26号　トリコロールハウス101号、前住所新潟市西区五十嵐東１丁目６番７号
破産者　番場　義典
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第７３号**
新潟県長岡市西川口2022番地
破産者　星野美和子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第７６号**
新潟県柏崎市三島町17番12号
破産者　小野真由美
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第５２１号**
金沢市赤土町ワ70番地２、従前の住所金沢市畝田西４丁目46番地２
破産者　石橋　宏治
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２４２号**
石川県白山市相木町772番地５、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津ヌ字13番地３
破産者　狐島　信男
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７号**
長野県岡谷市天竜町３丁目18番９号
破産者　宮坂　忠則
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第３１号**
岐阜県揖斐郡大野町大字稲富258番地１コーポ稲富Ａ107
破産者　キャリオンオートこと　竹中　逸己
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２４年（フ）第１４６号**
滋賀県草津市野路１丁目１番６－201号　パークサイド南草津
破産者　松野　晃久
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１６６号**
大津市神領２丁目９番14号
破産者　木内　照夫
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１９８号**
大津市本堅田４丁目18番18号　ハイツ藤井105号、前住所大津市衣川３丁目10番19号
破産者　野間千鶴子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２１５号**
滋賀県守山市守山６丁目９－66、住民票上の住所兵庫県宝塚市旭町３丁目10番１－510号
破産者　松本　由美
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５２２号**
京都府相楽郡和束町大字別所小字中山12番地、住民票上の住所京都府相楽郡和束町大字別所小字中西８番地
破産者　田中智恵子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第５６６号**
和歌山県紀の川市重行297番地１、住民票上の住所和歌山市内原992番地の６
破産者　真殿　浩史
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係